

# 「支庁制度改革に関する方針（案）」の要旨

## 第 章 支庁制度改革の基本的な考え方

### 1 新しい時代の支庁の役割

地方分権の進展や少子・高齢社会の到来、公共事業の抑制等に対応し、効果的な道政を展開するには、本庁と支庁で適切な役割分担の確立が必要。

**本 庁**：北海道全体をリードする行政の総合的な舵取りの役割。

- ・道政運営の基本システムのマネジメント
- ・全道的な観点から戦略的に展開する重点施策
- ・国との連携、調整機能など

**支 庁**：支庁は、道行政の地域における最前線の役割。

- ・地域の実情に即した施策の企画・立案、事業の重点化による地域行政全般の推進
- ・地域の実情をよく知る道の機関として施策を本庁に提案し、制度化、予算化
- ・市町村行政拡充のための広域的な取組への支援

### 2 支庁制度改革の方向等

#### 支庁制度改革の方向

- (1) 地域における総合行政を推進する
- (2) 地域における政策を地域主体でつくる
- (3) 広域的視点から地域の可能性を生かす
- (4) 効果的、効率的な改革に向けて

#### 地方制度改革への対応

市町村合併の動向や道州制などを含めた地方制度に関する検討状況に留意して支庁制度改革を進める必要がある。

## 第 章 支庁制度改革のプログラム

### 1 地域における総合行政を推進するために

地域における総合的な組織機構の整備と地域行政を主体的に行うための仕組みの強化

- ・支庁と、保健所、児童相談所、土木現業所及び森づくりセンターの統合
- ・支庁の組織体制を地域経営部門、道民生活部門、産業振興部門及び社会資本部門を基本に再編
- ・地域経営方針の策定
- ・支庁間協力体制の確立
- ・地域連携システムの充実 等

### 2 地域の政策を地域主体でつくるために

支庁の政策型の支庁への転換と実効性の確保

- ・地域政策に関する道民の参加と市町村との連携
- ・地域の政策情報の作成、発信
- ・本庁から支庁への積極的な権限移譲
- ・支庁が策定した施策等を道予算の編成過程に十分反映できるシステムの整備
- ・支庁の政策活動の体制整備
- ・市町村との人事交流等
- ・職員の政策能力の向上や意識改革

### 3 広域的視点からの地域の可能性を活かすために

市町村の体制強化に向けた取組の推進と広域化する道政を地域で果たしていく

- ・市町村の体制整備に向けた広域的取組への支援
- ・財源や技術面での支援にも配慮した市町村への権限移譲の推進
- ・支庁の所管区域は道行政の政策展開圏域として設定
- ・支庁所在地の変更のあった地域への地域行政センター（仮称）の設置
- ・住民サービスの向上のための申請・届出手続の簡略化等事務改善 等

### 4 効果的、効率的な改革のために

支庁制度改革を進めることによる行政に係るコストの抑制

- ・支庁の設置目的などを規定する「支庁設置条例」の改正
- ・改革全体を通じたコストの抑制

## 第 章 支庁制度改革の進め方

### 1 支庁制度改革の進め方

支庁と出先機関の統合（平成16年度までに実施）

- ・支庁と保健所、児童相談所、土木現業所、森づくりセンターを統合する。
- ・統合は、現行の出先機関の所在地を基本に実施する。

新しい所管区域による新支庁の体制整備（次期長期総合計画の開始までに実施）

- ・新しい所管区域は、道の政策展開圏域に一致させることを目指す。
- ・新しい支庁の体制が次期計画の開始に向けて整備されるよう所管区域を明らかにする。
- ・その際、市町村合併の状況や、道州制などを含めた地方制度に関する検討状況なども、十分踏まえるものとする。

### 2 推進体制

新たな支庁体制への移行に向け、必要に応じ専掌体制を整備し、具体的な実施に向けた計画（アクションプラン）を策定して進める。

### 3 支庁改革は本庁改革

この支庁制度改革は道政改革の一環として、支庁のあり方を切り口にした道政全体の改革につながる取組みであり、本方針の推進に当たっては、引き続き道政改革の取組との整合性を図って進める。